

身体拘束適正化のための指針及びマニュアル

介護老人保健施設都筑シニアセンター
権利擁護・身体拘束委員会

I 理 念

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。
当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

II 施設における身体的拘束適正化に関する基本方針

- 1 身体拘束を適正化することを目的として、「権利擁護委員会・身体拘束廃止委員会」を設置する。
- 2 当施設においてはサービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命また身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。
- 3 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合
本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- 4 日常ケアにおける留意事項
身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。
 - ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
 - ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
 - ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をいたします。
 - ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
 - ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

Ⅲ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

権利擁護委員会・身体拘束廃止委員会は1ヶ月に1回開催し、次のことを検討する。

- 1 高齢者虐待・身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- 2 利用者の身体拘束ゼロを目指して、利用者に対し身体拘束をすることがないよう、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施
- 3 「身体的拘束」が発生した場合において、状況、手続き、方法について多職種で検討し、適正に行われているかを確認する
- 4 身体拘束廃止に関して職員全体への研修の企画・実施
- 5 虐待につながる可能性のあるご利用者（何度もナースコールを呼ぶ方や介護拒否の方等）を、職員間で共有を図り支援内容を検討していく。
- 6 虐待防止のためのスローガンの更新。
- 7 接遇・自己点検チェックシートの更新。

委員会の開催

① 定例委員会

1ヶ月に1回最終木曜日に開催。

② 臨時委員会

利用者に拘束の必要が生じた場合、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）では、多職種協働での委員会を開催できない事が想定される。

その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録する。

③委員会メンバー

- ・リハビリ部部長
- ・リハビリ職員
- ・介護職員
- ・看護職員
- ・相談支援課職員
- ・居宅介護支援課職員

IV 身体的拘束発生時の報告方法等・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する

《 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 》

- (1) 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、相談員、ケアマネ、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の 3 要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。

カンファレンスで確認した内容を身体拘束廃止委員会に報告し、身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する同意書を作成する。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は 5 年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に開示できるようにする。

④ 拘束の解除

③の記録と身体拘束廃止委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、本人、家族に報告する

V 入所者等に対して当指針の閲覧に関する事項

当指針は、ご利用者及びご家族がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

VI 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施する。

- ① 定期的な教育・研修（年 2 回）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ③ 外部研修に参加し、職員会議及び社内研修において伝達研修を実施

VII その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

権利擁護及び身体的拘束等適正化のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、入所者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

2018.5.1

2020.10.1 改正

2021.3.3 改正

2022.2.24 改正

2023.5.25 改正

2024.5.30 改正

2025.7.10 改正